

# 事案調書(決定会議)

審議日 令和6年7月19日

案件名	民間アイススケート場の設置について						
所管	市民	局区		部	スポーツ施設課	担当者	内線

**事案概要**

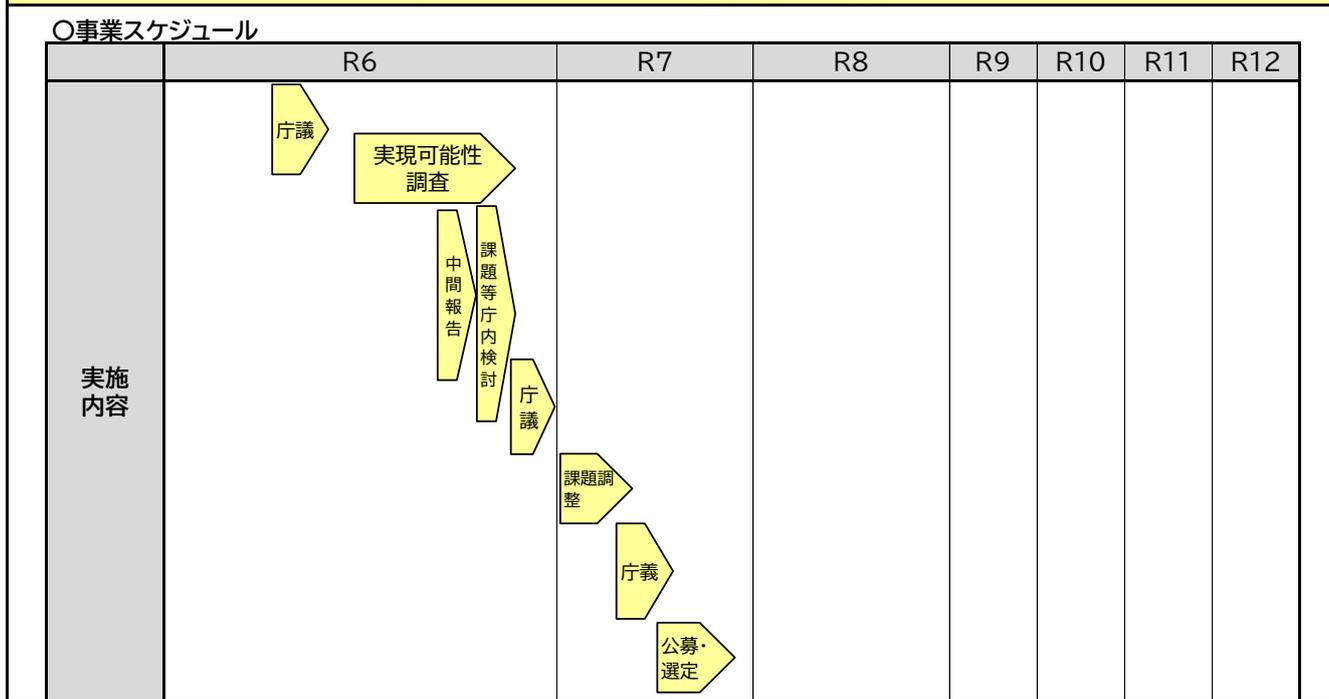
本市の銀河アリーナアイススケート場は行財政構造改革プランに基づき検討を行った結果、令和9年3月に運営を終了することと決定したが、市民アンケートの結果等を受け、本市のアイススケート文化を継承するため、令和5年3月の戦略会議において、民間アイススケート場の設置の可能性について検討を行うことと決定された。  
 検討するにあたり、これまで民間アイススケート場の運営事業者等にヒアリング等を行ってきた中で見えてきた課題を踏まえ、民間アイススケート場の設置に対する市の考え方及び実現の可能性について調査を実施する。

**審議事項**  
 (庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論)  
 ・民間アイススケート場の調査にあたっての前提について  
 ・民間アイススケート場設置の実現可能性調査の実施内容について  
 ・今後のスケジュールについて

**審議結果(政策課記入)**  
 ○原案のとおり承認する。  
 ただし、庁議の意見(財政支援を行うことを前提とした調査と受け取れる可能性があるため、趣旨が伝わるように資料を修正すること)を踏まえ、資料を一部修正すること。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	スポーツを楽しむことができる場が整備され、市民の多様なニーズに応じたスポーツ環境を充実できる。					
	効果測定指標	スポーツを定期的(週1回以上)に行う市民の割合			施策番号	31	
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標						

**事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工**



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(総務費)		20,306	1,000					
うち任意分								
特財	国、県支出金							
	地方債							
	その他							
一般財源		20,306	1,000	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税收効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A	0	1	1	1	0	0	0
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	1	1	1	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs 関連ゴールに○									
				○					
									
		○						○	

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント		なし	時期		議会への情報提供	なし

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ会議(第1回) (令和6年7月11日)	民間アイススケート場の設置に対する市の考え方、実現可能性調査の内容及び実施、今後のスケジュールについて ⇒一部資料を修正した上で、調整会議に付議する。

備考	
----	--



令和6年7月19日  
決定会議

# 民間アイススケート場の設置について

## 【審議事項】

- 1 民間アイススケート場の調査にあたっての前提について
- 2 民間アイススケート場設置の実現可能性調査の実施内容について
- 3 今後のスケジュールについて

〈スポーツ施設課〉



# 1 銀河アリーナ見直しに向けた検討の経過

## 行財政構造改革プランの位置づけと検討経過

○令和3年4月行財政構造改革プラン第1期において、設備の老朽化により維持管理に多額の経費が掛かるため、公共サービスとしての必要性等を踏まえ「公の施設」としての廃止を含め検討を実施。

### 【検討結果】

銀河アリーナは老朽化が著しく、施設を維持するためには改修や維持管理に多額の費用が必要であり、アイススケート場を公の施設として継続することは困難であることから運営を終了する。しかし、令和4年1月に実施した「市民意向調査」の結果では、施設の維持を希望する意見が約6割を超えたことや、銀河アリーナの功績を踏まえると、「**一定の必要性が伺える**」ことから、令和5年3月の戦略会議において、市民や利用者、オリンピックを目指すアスリートへの影響を考慮し、利用料金を改定した上で、**運営終了を「令和8年度末まで」延長することとし、運営終了後は、公の施設としての設置は行わないが、民間アイススケート場の設置の可能性について検討を行うこととした。**



○令和6年4月行財政構造改革プラン第2期においては、引続き、調査を行い「**民設民営による施設整備の可能性**」を検討することとなっている。

# 1 銀河アリーナ見直しに向けた検討の経過

## 議会での経過

### ○令和5年9月議会

銀河アリーナは、施設の老朽化及び維持に多額の経費を要するため、令和9年3月末をもって廃止することが決定。

### ○議会市長答弁

#### ・令和5年9月議会 代表質問（加藤議員）

銀河アリーナについては、これまで多くの市民に利用されてきた施設であり、オリンピックを輩出してきた実績や市民からの要望、市民意向調査の結果を踏まえた上で、運営や維持・改修に要する費用などを勘案し総合的に判断しました。現在は、民間アイススケート場の可能性などを把握するため、施設の視察や運営方法の調査等を行っています。

#### ・令和6年3月議会 一般質問（須田議員）

民設民営アイススケート場について、これまで施設の視察のほか、アイススケート事業者へのヒアリング等を行ってまいりました。引き続き、必要な調査等を進め、令和6年度中には候補地の選定や、事業スキーム等について、一定の方向性を定めてまいります。

#### ・令和6年6月議会 代表質問（寺田議員）

これまで設置条件の異なる複数の運営事業者に対し、施設の管理方法や利用状況等をヒアリングし、現状と課題の把握を行ってまいりました。こうした中で、近年の光熱費等の高騰によりアイススケート場の経営環境は厳しくなっており、民設民営の施設の運営が成り立つための条件や支援方法のほか、民間事業者による設置が可能な候補地について、市有地の活用も視野に幅広く調査、検討を進めています。

## 2 銀河アリーナ アイススケート場の功績

### (1) 本市の特色あるスポーツ施設

- 県央エリア唯一の施設・・・年間約11万5千人の利用（R5）
- スケート教室（幼児・ジュニア・早朝）：開設当初から継続して開催しており、年間約1万人が参加する銀河アリーナの人気教室となっている。
- 学校教育における小学校スケート教室の開催：昭和39年から、児童期にアイススケートに触れる機会が提供されており、銀河アリーナ開設により身近な施設で体験が可能となっている。

アイススケートに触れる機会が身近にあることで、**アイススケート文化は本市に深く根付き、シビックプライドの醸成に繋がっている。**

### (2) トップアスリートの育成・支援

- 県内で唯一ショートトラックの設備があり、練習が可能
- 齋藤仁美選手や坂下里土選手など、オリンピック出場選手の練習拠点  
※その他にも、小黒義明選手、齋藤慧選手など、世界選手権にも出場した選手の練習場所になっていた。
- 日本スケート連盟の特別強化協力拠点
- 過去、(公財)日本スケート連盟強化選手（ショートトラック強化選手）に、銀河アリーナを拠点として活動していた選手が4名選出されている。

現在も、国民スポーツ大会や全日本選手権入賞選手が銀河アリーナを練習の拠点としており、**将来のオリンピック育成の重要な拠点となっている。**

### 3 本市における民間アイススケート場の必要性

◆市民意向調査を実施したところ、銀河アリーナの継続を希望する人（施設改修費1～2億円、運営費7,000万円/年を前提）は63.8%、市にアイススケート場が必要とする人は49.3%となっており、スケート場を望む声は一定数あることが伺える。

⇒市民から望まれている施設である

◆県央エリア唯一の施設で、代替えの難しい施設

◆オリンピック選手やトップアスリートの育成・支援の実績があり、県内の重要な練習拠点

⇒本市のスポーツ推進及びシティ・プロモーションに貢献できる

◆銀河アリーナに対する市民の愛着心、教育の観点から長年にわたる小学校のスケート教室の実施など、アイススケート文化が市に根付いている

⇒アイススケート文化を継承することはシビックプライドの醸成につながり、子どもたちにアイススケートに触れる機会を創出できる環境づくりは教育や子育て支援に寄与できる

アイススケート場は、本市のスポーツ推進や魅力向上等に寄与する施設であり、一定の必要性がある施設である。

# 4 これまでの調査等結果

## (1) 市場性調査 (H30)

(対象)

国内のアイススケート場を運営する9事業者に対しヒアリングを実施

(内容)

「淵野辺公園における新たな体育施設の整備基本構想（H27年度策定）」に基づき、同公園内に新たに、通年利用のアイススケート場整備の検討を進めるにあたり、民設民営方式を基本として、PPP/PFI方式も含めた、適切な事業手法に関する調査。

(結果)

- ・民設民営方式について

投資回収のリスクを理由として、**いずれの事業者も事業への参画は困難**（又は関心なし）と回答。

- ・PPP/PFI方式について

積極的な検討が可能と回答する事業者を含め、複数事業者が関心。

## (2) サウンディング型市場調査 (R3)

(対象)

建設や施設運営を業態とする4事業者とヒアリングを実施

(内容)

現在の銀河アリーナを改修し、独立採算による運営の可能性等を調査

(結果)

全ての事業者から、現在の建物を活用し、全ての経費を運営収益で賄う**独立採算での運営は困難**との回答。

# 4 これまでの調査等結果

## (3) 市民意向調査 (R3)

(対象) 相模原市在住の満6歳以上の方5,000人  
(結果) 有効回収数: 2,505人 (有効回収率50.1%)

〈調査結果 (抜粋)〉

- ・ 銀河アリーナの今後のあり方について  
※施設改修費1~2億円、運営費7,000万円/年を前提  
(維持を希望) 63.8% (廃止を希望) 19.6%
- ・ アイススケート場の必要性について  
(必要である) 49.3% (必要ではない) 24.9%  
(どちらともいえない) 24.4%
- ・ 利用料金について  
(値上げ容認) 61.2% (値上げ否認) 24.0%

○必要であるとした理由は、いろいろな世代が楽しむことができる、子どもの教育に必要、スポーツ振興など

○必要なしとした理由は、お金がかかるから、利用する人が限られているから、ほかのことにお金をかけるべきなど

○運営にかかる費用は市が全て払うのではなく利用者やスケート場を希望する人に負担してもらい減らすべき (クラウドファンディングや寄付等の活用等)

## (4) スケート協会等への説明会 (R5.10)

(対象)

スケート協会や県アイスホッケー連盟など関係者20名程度

(内容)

民営施設を2か所視察した経過から、市として考えられる課題等を説明

(意見)

- ・ 市としてスケート場を保有すべきで、民間経営は反対
- ・ 民設のスケート場の経営について、フィギュアも行われるのは承知だが、アイスホッケーやカーリング、相模原がメインのショートトラック等がバランスよく使用できるようにしてほしい。など

# 4 これまでの調査等結果

## (5) 民間施設の視察・ヒアリング等

実施期間：令和5年7月～令和6年5月

- ・ Sスケート場
  - ・ 県有地を県スポーツ協会へ無償貸与
  - ・ 建物は民間が建設し県スポーツ協会へ譲渡
  - ・ 太陽光発電の売電収入、スケート教室事業が経営に寄与
- ・ Fスケート場
  - ・ 民間所有の土地に建設、民間運営
  - ・ フィギュアのクラブや教室事業等が収入の4割を占める。
- ・ Yスケート場
  - ・ 市有地を市スポーツ協会へ無償貸与（一部除く）
  - ・ スケート場単体でなく協会事業全体の中で運営費を賄う。
  - ・ アイススケート場運営費に対する市からの補助はなし。

### ・ ヒアリングで出された意見

アイススケート場運営会社、金融機関、不動産関係の企業等

#### 収益性のある施設、運営方法等の検討が必須

- ・ 競技者の練習、教室など専用利用を充実（リンクを通年営業や夜間の専用利用枠の確保）
- ・ 一定の駐車場数を確保
- ・ 建物仕様メインリンクとサブリンクの分離運営型施設
- ・ 国際規格のリンクを採用 敷地面積約10,000㎡  
（床面積約5400㎡+駐車場）
- ・ 運営期間30年間・駅からのアクセスが良い事
- ・ 施設境界までのインフラ整備

#### 独立採算によるアイススケート場の収支は成り立たないため一定の公共の負担があれば参入可能

- ・ 土地の無償貸与や公租公課の免除などの市の負担
- ・ 収支差額の負担
- ・ 独立採算での参入はしない

# 5 民間アイススケート場の調査にあたっての前提

## ①アイススケート文化の定着

アイススケートは、小学校の時から触れる機会があり、市民の身近なスポーツとして定着しており、市民意向調査からもアイススケート場を必要とする人が半数いるなど、アイススケートが市民に根付き受け継がれている。

## ②世界レベルのスポーツの拠点

ショートトラック競技では、これまでオリンピック選手やトップアスリートを輩出し、シビックプライドや良好な都市イメージの醸成に貢献している。

## ③施設の希少性

県内唯一のショートトラック競技が行え、また、県央唯一のアイススケート場である。

⇒市民が本市への愛情やシビックプライドを失わないよう、長年かけて築いた貴重なアイススケート文化を継承するため、民間アイススケート場の実現に取り組むとともに、市として可能な支援の在り方を検討する。

## (1) 事業スキームについて

行財政構造改革プランに基づき見直しを行ってきた経過を踏まえ、新たなアイススケート場の設置にあたっては、公の施設とはせず民設民営方式を基本とし、独立採算型、補助金付など民営の在り方についてはこれまで議論されていないため、検討することとする。

# 5 民間アイススケート場の調査にあたっての前提

## (2) 設置場所について

これまでの調査やヒアリングでは、アイススケート場単体での運営において、全ての経費を運営収入で賄う**完全な独立採算での経営が難しい**という結果であった。

こうした中、近年の建築費等の高騰などのコストアップ要因もあり、**民間事業者が自ら土地を取得しアイススケート場を設置・運営することは困難**であると考えられる。

また、銀河アリーナは、令和9年3月末をもって廃止することが決定しており、文化の継承のためにはスピード感をもって民間アイススケート場の設置に向けて取り組む必要があることから、迅速に対応できる**市有地等を設置場所とする必要がある**。

なお、市有地等の民間への提供方法（貸付、使用許可、有償、無償等）は、今後の検討事項とする。

## (3) 市が必要とする機能について

本市のアイススケート文化の継承にあたっては、県内唯一の**ショートトラック競技の練習拠点**としての機能や、これまでの**小学校のアイススケート教室の継続**が必要である。ショートトラック以外も、銀河アリーナと同様の競技が扱える仕様のメインリンク及びサブリンクを備えた上で、民間事業者の運営が成り立つために必要な財政的支援も視野に検討していくものとする。

# 【参考】市が想定する機能について（事業者のヒアリング結果より）

	民設民営アイススケート場	【参考】 銀河アリーナ
敷地面積	建物建築面積+駐車場に必要な面積	銀河アリーナ敷地 4,693.67㎡
建築面積	約5,000㎡~6,000㎡	4,693.67㎡
延床面積	リンク仕様、主な設備、利用形態、条件等の機能が確保できる面積 参考：事業者ヒアリング結果では約5,400㎡	10,838.38㎡（4階建て）
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・100~200台程度</li> <li>※運営形態・近隣の駐車場数により変動</li> <li>・大型バス4台駐車可（団体利用）</li> </ul>	315台（淵野辺公園駐車場を共有）
リンク仕様	メインリンク（国際規格）30m×60m サブリンク（初心者や子どもが安全に滑走できる環境を提供） 参考：事業者ヒアリングの結果では約24m×39m	メインリンク（国際規格）30m×60m サブリンク14m×18m程度
主な設備等	会議室、更衣室、貸靴コーナー、冷凍設備	トレーニング室、会議室、更衣室、売店、レストラン、貸靴コーナー、冷凍設備
市が必要とする機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般利用のほか、フィギュア、アイスホッケー、カーリング、ショートトラック競技の利用可</li> <li>・小学校のアイススケート教室の受入れ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般利用のほか、フィギュア、アイスホッケー、カーリング、ショートトラック競技の利用可</li> <li>・小学校のアイススケート教室の受入れ</li> </ul>

※上記以外の条件での提案も妨げない

# 6 民間アイススケート場の実現に向けた課題

～市に根付いたアイススケート文化の継承、  
市民から愛される民間アイススケート場の実現に向けて～

## ◆施設に関する検討課題

- ・収益確保の観点から深夜の施設利用も想定されるため、騒音など周辺住民への影響
- ・施設建設に伴う設置場所における法的課題のクリア
- ・団体利用のための大型バスの駐車スペースの確保
- ・スケート場が設置されることにより、既存施設の利用者等が受ける影響（代替施設の検討や理解等）  
など

## ◆運営に関する検討課題

- ・民設民営による運営が成り立つために必要となる支援

### 【財政的支援】

- ・市有地の無償提供
- ・運営費への支援 など

### 【ソフト的支援】

- ・施設の利用促進に向けた取組として、積極的な情報発信やPRの支援  
など

今後、設置場所に即した具体的な施設規模や運営方法、収支状況等を把握し、これらの課題解決の具体的な手法を検討するために必要な調査を実施する。

# 7 民間アイススケート場の実現可能性調査の実施内容について

## 【調査の目的】

調査にあたっての前提に基づく民間アイススケート場の**実現性**及び民間の採算性が**合致する施設の機能、運営形態、収支等を把握し、「実現に向けた課題」解決の具体的手法の検討資料とする**ために実施するもの。

【調査期間】 令和6年9月～令和7年2月（予定） ※プロポーザル方式による業務委託 R6予算

調査項目	内容
①各整備候補地の条件整理	市内の市有地等について、建築面積、法的条件、アクセス性など <b>基本的条件の整理</b> 等
②施設整備内容の整理	①の整理に基づく候補地において <b>民間アイススケート場が整備可能か検証</b> （建設規模、配置、駐車場の確保、設置時期 等）
③事業スキームの整理	民設民営の事業スキームを先行事例等を参考に検討
④事業収支の検討	運営費と収入の試算、長期事業収支の検討、 <b>経済的条件整理</b> 等
⑤民間事業者ヒアリング調査	民間事業者の <b>参入意向確認・候補地等</b> についてヒアリング
⑥事業条件の検討・提案	民設民営アイススケート場が <b>成立するための条件を検討・提案</b>
⑦整備候補地の比較検討など	①～⑥を踏まえ <b>実現可能な候補地を3か所程度</b> に絞り込み、各候補地の比較、評価、事業スケジュールの提案 等

※アンケート調査については、過去の市場性調査結果（利用者やスポーツ団体等のニーズ調査）が活用できるため必須としない。



令和7年3月を目途に、民間アイススケート場設置に向けた**市の方向性**を示す  
①実現の可能性のある候補地3か所程度の提示 ②市の支援の在り方 等



## 1 民間アイススケート場の設置について

【市民局 スポーツ施設課】

## (1) 主な意見等

- (市長公室長) 調査費用の予算は承認されているが、決定会議に付議したのはなぜか。
  - (政策課長) 調査を行う前提に「市有地等の活用」が含まれ、活用中や活用予定の市有地等を視野に入れて検討を行うため、政策的な判断が必要となる。
  - (市長公室長) 事業者から財政支援が必要という意見が出た場合、どのように判断するのか。
  - (スポーツ・文化担当部長) 調査結果を踏まえ、今年度末の庁議に向けて財政支援の必要性や手法、民間での設置可否などについて、議論を進めていく。
  - (市長公室長) 令和7年度予算は影響するか。
  - (スポーツ・文化担当部長) 事業者の公募に当たっての諸経費を想定している。
- (総務局長) 調査実施主体の選定において、プロポーザル方式は馴染まない印象を受ける。選定において主にどのような点が比較対象となるのか。
  - (スポーツ・文化担当部長) プロポーザル方式により、調査の進め方や、各整備候補地の条件整理、施設の利用条件などについて自由な提案を求め、最も優れた案を選定する。
- (財政局長) 「民設民営方式を基本とし、独立採算型、補助金付など民営の在り方についてはこれまで議論されていないため、検討することとする。」とする一方で、「市有地等を設置場所とする必要がある」とするのは、市有地等の活用が決定事項のような印象を受け、違和感がある。「財政的支援も視野に検討していく」について「財政的支援の必要性」や「可否」を検討するといった表現が適当ではないか。参考資料における市が想定する機能について、「上記以外での条件での提案も妨げない」としているが、施設面積や駐車場台数などを例示することで、前提条件のように受け取られてしまう可能性がある。メインリンク・サブリンク、会議室等を備えていることや、フィギュア、アイスホッケー、カーリング、ショートトラック競技を利用可とするなどの必要な機能としての条件は市が提示し、これらの条件を満たす提案を幅広く受け付けるとした方がよいのではないか。
  - (スポーツ・文化担当部長) これまで民設民営による施設整備の可能性を検討することについての内容しか決まっていな中で、あらゆる民設民営の手法を検討するための議論の材料とするための調査を行う認識である。
  - (総務局長) 財政支援を行うことを前提とした調査と受け取れる可能性があるため、趣旨が伝わるように資料を修正してもらいたい。
  - (スポーツ・文化担当部長) 承知した。
- (財政担当部長) 具体的な開設日は未定であり、調査の結果によって今後の庁議等のスケジュールも変わりうるものであるため、この時点で「庁議②」の具体的な内容や「庁議③」の時期などを決める必要はないのではないかと。
  - (スポーツ・文化担当部長) 適宜資料を修正する。
- (総合政策・地方創生担当部長) 活用を検討する市有地等について、候補地としての市民周知をどの時点で行っていく想定か。
  - (スポーツ・文化担当部長) 調査結果に応じ、今後検討する。
- (総合政策・地方創生担当部長) 「調査の進捗により、庁議②は遅れる可能性あり」としているが、調査の履行時期や仕様が決まっているため、このような可能性は本来生じないものとする。また、調査費用の2千万円については適正であるか複数事業者からの見積りを徴取し精査いただきたい。

(2) 結果

○原案のとおり承認する。

ただし、庁議の意見（財政支援を行うことを前提とした調査と受け取れる可能性があるため、趣旨が伝わるように資料を修正すること）を踏まえ、資料を一部修正すること。

以上